

市営駐輪場における 自転車保険の無料付帯キャンペーンの実施について

神奈川県では、平成31年（2019年）4月1日付で神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を施行し、同年10月1日付で自転車損害賠償責任保険の加入が義務化となっています。

本市でも、この自転車保険の加入義務化について周知を行っているところですが、今般、公益財団法人自転車駐車場整備センターが運営する市営駐輪場で6か月定期契約の利用者を対象に、無料で自転車賠償保険を付帯するキャンペーンを実施していますのでお知らせ致します。

この取組により、自転車賠償保険の加入に対する理解と普及がさらに高まることを期待しております。

キャンペーン内容（詳細は次項参照。）

【保険内容】

- ・下記に示す駐輪場の6か月定期契約の利用者に対し、自転車保険を無料で付帯。
- ・補償額：対人事故のみ1億円。示談交渉サービス付き。

【実施期間】

- ・令和3年4月1日～令和4年3月31日までの1年間

【対象の駐輪場（定期利用契約の提供施設に限ります。）】

- (1) 鎌倉駅西口第1自転車駐車場
- (2) 鎌倉駅西口第2自転車駐車場
- (3) 北鎌倉サイクルパーク
- (4) 大船駅東口自転車駐車場
- (5) 大船駅東口暫定第1自転車駐車場
- (6) 大船駅東口暫定第2自転車駐車場
- (7) 大船駅東口暫定第3自転車駐車場
- (8) 大船駅西口自転車等駐車場
- (9) 大船駅西口仮説第1自転車駐車場
- (10) 大船駅西口交通広場自転車等駐車場

【本件に関するお問い合わせ】

鎌倉市 都市計画課（担当課長 萩野谷） 電話 0467-61-3669（直通）